

# 貞観三年東大寺大仏供養祝願文（承前）

後藤 昭雄

はじめに

本稿は本誌第二四〇号（二〇一七年六月）所載の拙稿（以下「前稿」）に続くものである。

平安朝における漢文の文体研究の一環として祝願文を取り上げた。対象としたのは『三代実録』所収の貞観三年東大寺大仏開眼会に際して制作された祝願文と祝願である。文徳朝の斉衡二年（八五五）五月、東大寺大仏の仏頭が落下するという椿事が起こった。直ちに修復作業が行われ、清和朝の貞観三年（八六一）に至って、ようやく完了し、三月十四日、これを祝う開眼供養会が催された。そうして、この大会で菅原是善作の「祝願文」と「祝願」とが捧

げられた。

前稿で「祝願文」を読んだので、本稿において「祝願」を読み、見出だされる祝願文の問題について考えてみたい。

## 三

祝願の本文は新訂増補国史大系本に拠り、一部を佐伯有義校訂標注『増補六国史 三代実録』（名著普及会、一九八二年復刊）によって改めた（その文字の右に・点を付した）。なお、語句の注釈についても当本の標注に教示を得たところがある。

蓮華法蔵、莊嚴世界、祇園重閣、開演勝義。

十重法身、遍周法界、不可思議、盧舍那仏。  
感宝天皇、敬造金容、天人合応、祥符顯彰。  
一人弘誓、万方捨財、塊壤盈握、枝葉捧手。  
銑鎔已畢、藻飾具成、火焰概天、跏趺連地。  
榆芒晧点、桂影宵臨、神宮不夜、寔字長秋。  
一日三拝、千年六時、霜鐘遠響、風鐸長鳴。  
至誠欽仰、精進供養、香花無數、伎楽自在。  
爰及齊衡、円首忽頽、叡情悲感、黎庶栖遑。  
因循旧迹、補綴先儀、功未具足、先帝昇遐。  
聖皇繼体、文思欽明、垂拱無為、優遊有道。  
股肱寧濟、輔相肅雍、赤鼎同文、蒼眡胥悅。  
貞觀三年、歲次辛巳、暮春之月、十四日晨。  
莊嚴洽尽、頭顱端正、慧眼重開、靈毫更照。  
乃勅境内、禁斷屠漁、預勸会衆、受十善戒。  
請三世仏、供養上饌、屈十方僧、布施妙財。  
虹幡製綵、雲幢揚光、鼉鼓群鳴、鳳簫俱叫。  
琴瑟克諧、金石殊調、似夢鈞天、疑生淨土。  
天神扈依、地靈來集、觀者如堵、來者如雲。  
都雄野老、雁行連袖、趙美燕餘、魚貫繼履。  
如是景祐、先資七廟、滌想三明、恬神八解。

感神天皇、遠慮斯基、早叶宿誠、当成今仏。  
田邑聖靈、深罔始啓、速遊六天、遂登十地。  
両皇太后、母儀堅固、中宮淑德、霧露無侵。  
方今聖朝、宝祚延長、恒沙入寿、劫石添身。  
風調舜曆、雨浹堯旬、万民康樂、四境恬靜。  
天官冢宰、全保金剛、袞職名臣、永斷災難。  
文武百官、霑斯法味、牧守千里、沐此良緣。  
梵釈四王、龍神八部、增光日月、倍勢風雷。  
八幡菩薩、殊資妙因、依善知識、成菩提果。  
部類神祇、或幽或顯、俱乘梵筏、早脱煨宅。  
山林聚落、河海諸神、扶持白業、愛護黃凶。  
三千法界、十二因縁、共出煩昏、同遊覺照。

訓読文は内容によつて段落に分け、説明を加える。便宜のため、行数を付した。

(一)蓮華法蔵、莊嚴世界。

祇園の重閣、勝義を開演し、

十重の法身、法界を遍周す。

不可思議なり、盧舍那仏。

5 感宝の天皇、金容を敬造す。

天人合応し、祥符顕彰す。

一人弘誓し、万方財を捨す。

塊壤握に盈ち、枝葉手に捧ぐ。

銑鎔已に畢はりて、藻飾具さに成る。

10 光焰天を概ひ、跣地に連なる。

榆芒晷に点じて、桂影宵に臨む。

神宮夜ならず、寶宇長に秋なり。

一日三拝、千年六時。

霜鐘遠く響き、風鐸長に鳴る。

15 至誠もて欽仰し、精進供養す。

香花無数にして、伎楽自在なり。

第一段は聖武天皇による大仏の創建についての記述であるが、まず『華嚴經』に説く蓮華藏世界の象徴である毘盧舍那仏を讃える。

「十重の法身」とは盧舎那仏をいう。「法界を遍周す」は仏典に習見の成語であるが、『華嚴經』にも十例がある。その一例に、卷十八の偈に、「仏身は廣大にして不思議、法界を遍周して常に尽くること無し」とある。

5 行以下に「感宝の天皇」、聖武による大仏建立について述べる。

6 行、「天人合応」は、班固の「西都賦」（『文選』卷一）に漢による長安の建都についての叙述に、「天人合応して、以て皇明を發す」とあるのをを用いる。「祥符」は祥瑞。『続日本紀』靈龜元年九月庚辰条、元明天皇の元正への讓位の詔に「一品氷高内親王、早く祥符に叶ひ、夙に德音を彰す」の例がある。

8 行、「塊壤」は土のかたまり。「枝葉」と対をなすが、この一聯は『続日本紀』天平十五年（七四三）十月辛巳条の、聖武天皇の大仏造立發願の「詔」の次の一文を踏まえている。

如し更に人有りて、一枝の草、一把の土を持って、像を助け造らんと情願はば、恣に聴せ。

ささやかな物であっても、これを以て造像に参加しようとする者は許可するという。この「一枝の草」、「一把の土」である。こうしたものまで含んで、7 行、「一人」、帝の祈願に対して、あらゆる人々が「財」を喜捨した。

9 行、「藻飾」は裝飾、莊嚴。  
10 行「光焰天を概ひ」は光背をいう。「概天」は用例の少ない語であるが、『中本起經』上、化迦葉品の「如来便ち火光を現はし、炯然として天を概ふ」は光のさまをい

い、類似した例。「跣趺」は結跣趺坐。

11行は本文に疑問がある。

楡芒暁点、桂影宵臨。

朝と夜との対句であることは直ちにわかる。後句の「桂」は月に生えるという木。また月をもういう。『李嶠百二十詠』武器部の「旗」の首聯、

桂影承宵月、桂影は宵月を承け、

虹輝接曙雲、虹輝は曙雲に接はる

は夜と朝の対偶であることもそうであるが、前句は措辞もきわめて近い。疑問の語は「桂」の対語「楡」である。「芒」は「影」に対して（ひかり）、光芒であり、「楡芒」とは曙光の意のほずであるが、「楡」が「暁」の比喻である例がなかなか見出だしたが<sup>(1)</sup>。

13行、「一日三拜」は前述の天平十五年の聖武天皇の詔に、

是の故に、智識に預かる者は懇ろに至誠を発し、各おの介おのきなる福を招きて、宜しく日毎に三たび盧舎那仏を拜むべし。

というのを踏まえる。「六時」は一日を六つに分けた晨朝、初夜などの時刻。その時ごとに勤行を行う。

(二)爰こゝに斉衡に及びて、円首忽ち頹おつ。

叡情悲感し、黎庶れいじよほ栖遑たうたり。

旧迹に因循して、先儀まへぎに補綴ほていす。

20 功未だ具足せざるに、先帝昇遐したまふ。

第二段落はわずか四行である。仏頭の落下と修復のことをいう。文徳朝の斉衡二年（八五五）、大仏の頭部が崩れ落ちた。

18 行、「叡情」は天皇の御心。対して「黎庶」は庶民、「栖遑」は心落ち着かないこと。

20 行、修理作業の途中で、文徳天皇は天安二年（八五八）に没する。

(三)聖皇継体し、文思欽明なり。

垂拱すいきやう無為にして、優遊して道有り。

股肱こく寧濟し、輔相ほしやう肅雍しゆたり。

赤帛せきぱく文を同じくし、蒼毗そうひ胥悦しよぶ。

25 貞観三年、歳次辛巳、

暮春の月、十四日の晨あした、

莊嚴あまね治ちく尽つくして、頭顱とうくわ端正てんせいなり。

慧眼重ねて開きて、靈毫れいご更に照らす。

乃ち境内に勅して、屠漁を禁断し、

30 預め会衆に勧めて、十善戒を受けしむ。

三世仏を請じて、上饌を供養す。

十方僧を屈して、妙財を布施す。

虹幡綵を製り、雲幢光を揚ぐ。

鼙鼓群鳴し、鳳簫俱に叫ぶ。

35 琴瑟克く諧ひ、金石調を殊にす。

鈞天を夢みるに似、浄土に生まれたるかと疑ふ。

天神婦依し、地霊来集す。

観る者堵の如く、来たる者雲の如し。

都雄野老、雁行袖を連ね、

40 趙美燕餘、魚貫履を継ぐ。

第三段落。仏頭完成に伴う貞観三年（八六一）三月十四

日の開眼会の叙述であるが、先立って、文徳の後を継いだ清和天皇の即位に関する記述がある。

21行、「文思欽明」は『書経』堯典の、堯を褒め称えた「勲に放ひて、欽明文思、安んずるを安んず」を借りた。

22行、「垂拱無為」、「論衡」巻十八、自然に「易に曰はく、黄帝、堯、舜は衣裳を垂れて天下治まると。衣裳を垂るとは、垂拱して無為なるなり」とある。聖帝が人為をなさず、徳によって民を教化することをいう。「優遊有道」

については、『魏書』巻六、顕祖紀の太子への冊命に「克く洪業を広め、以て祖宗の烈を光かせ、朕をして優遊して道を履み、神を頌ひ性を養はしめよ」の例がある。

23行、「臣下の補佐をいう。「肅雍」は『詩経』周頌「清廟」に「於穆たる清廟、肅雍たる顕相、濟々たる多士」とあるのに基づく。つましく奥ゆかしいこと。

24行、「赤県」、中国をいうが、ここでは日本。「同文」、同じ文字を使う、つまり同一の文化を有する。「蒼厖」は民衆。「胥」はきわめて特殊な語であるが、『詩経』小雅「角弓」に「爾の遠くれば、民胥然せん」とあり、「鄭箋」に「胥、皆なり」という。

25行以下は開眼会の描写である。

27行、「頭顱」は「顱」も頭の意。

28行、「靈毫」は仏像の眉間の白毫。

33行、「雲幢」は高く翻る旗。

34・35行は壮重に奏される音楽の描写であるが、「鼙鼓」は鱧の皮を張った太鼓。『詩経』大雅「靈台」に「鼙鼓逢々たり」と見える語。なお、この語は天平勝宝四年の開眼供養法会における白鳥香珮の「金銅盧舎那仏像成り、車駕大寺に臨む詩序」にも次のように用いられている。

又、大安・葉師寺等の四大寺有り。各おの伎を呈して以て莊嚴を助く。鼙鼓振るひて天に響き、象樓起ちて地に満つ。

36行、「鈞天」は天の中央。天。

38行以下、集った人々についていう。「観る者堵の如し」、「堵」は垣。『後漢書』卷三十二、樊準伝に引く上疏に「嬰相の事」とあり、李賢注に「礼記に云はく、孔子、射を嬰相の圃に射る。蓋し観る者堵牆の如きなり」という。対する「来たる者雲の如し」は『晋書』卷九十四、夏統伝に見える措辞。

40行、「趙美燕餘」は美人をいう。「古詩十九首（その十二）」（『文選』卷二十九）に「燕趙は佳人多し、美しき者顔は玉の如し」とあり、また梁、簡文帝の「詠舞詩」（『芸文類聚』第四十三、舞）に「戚里に妖麗多く、重ねて娉されて燕餘を蔑む」とある。「魚貫」は魚のように連なることをいう。

39・40行の「都雄野老、雁行連袖」——「趙美燕餘、魚貫繼履」の対句は王勃の「梓州通泉県惠普寺碑」（『文苑英華』卷八五一）の「都人野彦、梵席を希みて裾を投り、趙美燕餘、齋庭を望みて履を繼ぐ」に学ぶ。

(四)是くの如き景祐、先づ七廟を資く。

想ひを三明に滌ぎ、神を八解に恬かにす。

感神天皇、遠く斯の基を慮り、

早く宿誠に叶ひ、当に今仏を成すべし。

45 田邑の聖靈、深図始めて啓き、

速かに六天に遊び、遂に十地に登らん。

両皇太后、母儀堅固ならん。

中宮淑徳にして、霧露侵すこと無からん。

方今の聖朝、宝祚延長にして、

50 恒沙寿に入り、劫石身に添はん。

風は舜曆を調べ、雨は堯甸を浹さん。

万民康樂し、四境恬靜ならん。

天官冢宰、全く金剛を保ち、

衰職名臣、永く災難を断たん。

55 文武百官、斯の法味に霑ひ、

牧守千里、此の良縁に沐はん。

梵釈四王、龍神八部、

光を日月に増し、勢ひを風雷に倍し、

八幡菩薩、殊に妙因に資り、

60 善知識に依り、菩提果を成さん。

部類の神祇、或いは幽或いは顯、俱に梵筏に乗り、早く煨宅を脱せん。

山林の聚落、河海の諸神、

白業を扶持し、黄凶を愛護せん。

65 三千法界、十二因縁

共に煩昏を出で、同に覚照に遊ばん。

第四段落は与えられるであろう功德について述べるが、これはまた祈願ともなる。

41 行、「七廟」は天子の靈を祭つておく所。

42 行、「三明」は三明智。仏が持つ、過去、現在、未来を知る知恵。「八解」は八解脱。迷いから逃れた安らぎの境地。

43 行、「感神天皇」は盧舎那仏の創建者、聖武天皇である。

45 行、「田邑」は修復に心を砕いた文徳天皇。「深図」はその企図をいう。それが今花開いた。

47 行、「兩皇太后」。一人は淳和天皇の後、正子。天長十年（八三三）、皇太后となり、斉衡元年（八五四）、太皇太后となる。もう一人は淳和の後を承けた仁明天皇の後の順子。斉衡元年、皇太后となる。

48 行、「中宮」は皇太夫人の明子。清和天皇の母である。「霧露侵す」は病気に罹ることをいう。

49 行、「聖朝」は清和天皇。52 行まで、聖代であることとその永遠なることをいう。

50 行は長寿であろうことをいう。「恒沙」は恒河（ガンジス河）の砂の意。

52 行、「康楽」は安らぎ楽しむの意。『礼記』楽記に「嘽諧慢易繁文簡節の音作りて民康楽し」とある。対する「恬静」は落ち着いて静かであること。曹植の「七啓」（『文選』卷三十四）に「予、恬静を楽しむ」とある。

53 行、「天官冢宰」は『周礼』の篇名となっている。政治、百官を統括する官。「金剛」は堅固なものの譬えである。

54 行、「袞職」は三公、すなわち大臣。

56 行、「牧守」は地方長官、すなわち国守。

57・58 行、「梵釈四王、龍神八部」は仏法を守護する諸神眷属。『三代実録』貞観二年四月二十九日条所引の「仁王会呪願文」に「梵釈四王、威光を増益し、龍神八部、勢力を加へ添ふ」という、はなはだ近い措辞がある。

59 行、「八幡菩薩」は宇佐（大分県宇佐市）の宇佐氏の

氏神に始まるとされる八幡大神。『続日本紀』天平勝宝元年（七四九）十二月丁亥条所引の詔に、大仏の建立を成就させようという八幡大神の託宣が引用されており、八幡大神が深い関わりを持つていたことがうかがわれる。

62行、「梵筏」は用例を見出だせない語であるが、「筏」は仏による悟りの世界への導きの比喩として用いられる。空海の「秋日、僧正大師を賀し奉る詩」（『統遍照発揮性靈集補闕抄』卷十）の「悲智の津梁は舟筏に比す」はその一例である。「煨宅」は火宅で、迷いの世界の比喩。

64行、「白業」は善行。「黄凶」は国土。57行からここまでは、仏の守護神から山河に宿る諸神まで、多くの神々の守護が得られるであろうという。

66行、「覚照」、「照」は光。悟りを輝く光に喩えた。

#### 四

この「呪願」と第二節（前稿）で読んだ「呪願文」とはどのような関係にあるのか、比較してみたいが、その前に一つ述べておくべきことがある。

このように『三代実録』では四六駢儷文（以下「四六

文」）の文章を「呪願文」、四字句の文章を「呪願」と呼んでいるが、この呼称は特例である。この二篇は『東大寺要録』<sup>(3)</sup>卷三、供養章之余の「供養東大寺盧舎那大仏記文」にも収載されているが、これでは、前者を「願文」、後者を「呪願文」と称している。このようになる。

〔三代実録〕〔東大寺要録〕

四六文 呪願文 願文

四字句 呪願 呪願文

平安時代を通しては『東大寺要録』の呼称が通例である。第一節で述べたように、諸供養の法会においては、願文（四六文）と呪願文（四字句）の二種の文章が用いられた。作品が現存するものとして、この大仏供養に次ぐのは、百年近く降って、天曆九年（九五五）正月の、村上天皇が太皇太后（母穩子）のために行った宸筆法華経供養であるが、この法会では共に大江維時作の四六文の「村上天皇奉<sub>二</sub>為太皇太后<sub>一</sub>供<sub>二</sub>養宸筆法華経<sub>一</sub>願文」（『本朝文集』卷三十六）と四字句の「同呪願文」（同）が作られている。そうして、この四六文<sub>||</sub>願文、四字句<sub>||</sub>呪願文の呼称が通例となる。

ただし、呪願文はしばしば「呪願」とも称された。「本



朝文粹」(卷十三)に呪願文二首を収める。その本文の類題は「呪願文」であるが、卷十三の目録の類題は「呪願」である(久遠寺藏本)。「本朝統文粹」(卷十二)も同様である。「呪願」の類題のもとに「仁王百講呪願文」、「円勝寺供養呪願」の二首を収めるが、後者は目録では「——呪願文」としている(金沢文庫本)。

以上を要するに、後には「願文」と称される四六文を『三代実録』が「呪願文」と呼んでいるのが特例ということになる。『三代実録』は呪願を伴う願文ということでは「呪願文」と称しているのであろうか。なお、本稿ではテキストとして『三代実録』のとおりに称する。

前節で「呪願」を読んだが、内容によって四段落に分けた。

- (一)大仏の建立(24)
- (二)仏頭の落下と修復(6)<sup>(4)</sup>
- (三)開眼会(30)
- (四)祈願(39)

(一)の中の数字は全体におけるそれぞれの比率である。なお、呪願は一三二の四字句からなり、五二八字である。

第二節で読んだ「呪願文」は六段落に分けた。

- (一)大仏の建立(11)
- (二)仏頭の落下(7)
- (三)修復(23)
- (四)完成(11)
- (五)開眼会(26)
- (六)祈願(22)

(一)の中は同じく比率である。呪願文は一一七二字を費している。

呪願文と呪願と、内容を対比してみると、基本的には同一である。それぞれに六段落と四段落に分けたが、両者見比べて、五つの事項を述べている。

- 1 聖武天皇による大仏の建立
  - 2 仏頭の落下
  - 3 修復
  - 4 開眼会
  - 5 祈願
- である。

修復が六年近くの年月を要し、その間に、文徳天皇が崩じ、清和天皇が即位するという事態になったので、呪願文はそれぞれ(三・四)に記述しているが、これは一つにま

とまめることができよう。

内容はこうであるとして、五つの事項の叙述に費された文字数は、呪願文と呪願とでかなり異なる。改めてその比率を示すと、次のとおりである。

	呪願文	呪願
建立	11	24
落下	7	
修復	34	6
開眼会	26	30
祈願	22	39

まず呪願文、呪願それぞれにおける、各事項の全体の中での比率で目に着く点は、呪願文は修復の記述に多くの筆が費されている、また呪願は仏頭の落下、修復についての記述が極端に少ない、ということである。そうしてこれは呪願文と呪願とを対比すると、より際立ってくる。他には、呪願は建立及び祈願の記述において、呪願文のほぼ二倍になっている。

全体として、呪願文においては修復の、呪願においては祈願の記述の比率が高い。

二篇の文章は共に破損落下した仏頭の修復が完成したこ

とを祝う開眼会で読誦されるものである。開眼会の盛大の称賛と盧舎那仏に捧げられる祈願とが中心でなければならぬ。二篇共にそれを果たしているが、呪願はよりその比率を大きくしており、呪願文は加えて修復の様相の叙述にかなりの筆を費している。

## 五

呪願文、呪願ともに仏前に捧げられる文章であるから、先に「祈願」と呼んだ部分が主要部となるはずであるが、その叙述には独特の表現が含まれている。呪願のそれを改めて引くと、次のような表現方法である。第三節の書き下し文の第四段落、43〜56行である。

感神天皇、遠慮<sup>二</sup>斯基<sup>一</sup>、

早叶<sup>二</sup>宿誠<sup>一</sup>、当成<sup>二</sup>今仏<sup>一</sup>。

田邑聖靈、深凶始啓、

速遊<sup>二</sup>六天<sup>一</sup>、遂登<sup>二</sup>十地<sup>一</sup>。

両皇太后、母儀堅固。

中宮淑徳、霧露無<sup>レ</sup>侵。

方今聖朝、宝祚延長、

恒沙入<sub>レ</sub>寿、劫石添<sub>レ</sub>身。

風調<sub>二</sub>舜曆<sub>一</sub>、雨澍<sub>二</sub>堯旬<sub>一</sub>。

万民康樂、四境恬靜。

天官冢宰、全保<sub>二</sub>金剛<sub>一</sub>。

袞職名臣、永斷<sub>二</sub>災難<sub>一</sub>。

文武百官、霑<sub>二</sub>斯法味<sub>一</sub>。

牧守千里、沐<sub>二</sub>此良緣<sub>一</sub>。

「感神天皇」（聖武天皇）以下、身分の高下に從つて「牧守」（国守）に至るまで、それぞれの人を取り立てて、仏恩に依つてかくかくであるように、と祈念する。

同様の表現は祝願文にもあつた（前稿第二節、第六段落）。

憑<sub>二</sub>斯功德、奉<sub>レ</sub>資<sub>二</sub>感神之山陵<sub>一</sub>、

以<sub>二</sub>此勝因、奉<sub>レ</sub>翊<sub>二</sub>田邑之靈廟<sub>一</sub>。

俱懸<sub>二</sub>真鏡、為<sub>二</sub>遍周法界之光<sub>一</sub>、

同軫<sub>二</sub>梵輪、為<sub>二</sub>願行円満之仏<sub>一</sub>。

令<sub>二</sub>茲景福、奉<sub>レ</sub>薦<sub>二</sub>聖朝<sub>一</sub>。

四<sub>三</sub>三才<sub>二</sub>而齊<sub>レ</sub>儀、六<sub>二</sub>五龍<sub>二</sub>而比<sub>レ</sub>寿。

愕夢無<sub>レ</sub>侵<sub>二</sub>其慮、甘寢有<sub>レ</sub>恬<sub>二</sub>其神<sub>一</sub>。

璇璣不<sub>レ</sub>廢、玉燭恒照、九土開<sub>レ</sub>謳、千廂發<sub>レ</sub>詠。

太皇太后、中宮、

摩耶之徳、窮<sub>二</sub>累劫<sub>一</sub>而無<sub>レ</sub>銷、

章徳之規、与<sub>二</sub>坤元<sub>一</sub>以等<sub>レ</sub>久。

又、親王諸王、相府卿門、

拱<sub>二</sub>北辰<sub>一</sub>而無<sub>レ</sub>移、扼<sub>二</sub>南岳<sub>一</sub>以不<sub>レ</sub>動。

百僚之臣、千城之宰、

比屋流<sub>レ</sub>祥、闔門契<sub>レ</sub>福。

同じ表現形式が取られている。このことから、これがあるいは祝願文という文体を特徴づける表現なのではないか、とも思われてくる。私はこれまでに三首の祝願文を読んでいる。振り返つて、この点を確認してみよう。

一つは遺存する祝願文としては最も古い空海の「仁王会祝願文」〔『類聚国史』卷一七七・『統遍照發揮性靈集補闕抄』卷八）である。天長二年（八二五）の作。これにも次のようにある。

上は七廟を福し、彼の三明を益し、  
永く無明の根を抜きて、常に大覚の觀に遊ばん。

太上天皇、

姑射の遊び、八仙と与に極まり無く、

襄城の徳、千葉と将に芳を流さん。

宸位弔君、

名は文王の世子に齊しく、徳は悉達薩埵に比ばん。

監国の誉れ弥いよ新しく、紹構の功墜ちざらん。

宮貴美を飛ばし、文武能を効さん。

「上」は淳和天皇、「宸位弔君」は皇太子、「宮美」は宮廷に仕える女官、「文武」は文武百官をいう。これは「仁王般若経」講読に伴う文章であるが、同じ構文である。この呪願文を読んだ時には意識しなかったが、平安初頭期の作にすでにこのような表現がなされていた。

一方にはこのような表現を持たないものもある。大江朝綱「臨時仁王会呪願文」（『本朝文粹』卷十三）は朱雀朝の天慶三年（九四〇）二月に催された仁王会のための作品であるが、この呪願文には前述のような表現はない。この仁王会は天慶二年から三年にかけて、東国と南海とに相継いで起こった将門・純友の乱の鎮定を願って行われたものであったから、その呪願文にこそ、先のごとき表現はふさわしいと思われるのであるが、ない。

三首目は大江以言の「浄妙寺塔供養呪願文」（『本朝文粹』卷十三）である。浄妙寺は藤原道長が先祖の諸霊を慰めるために、寛弘二年（一〇〇五）十月に木幡に建立した

寺で、塔供養は同四年十二月二日に行われた。この呪願文には次の叙述がある。

堯日輝長く、舜風薫久しからん。

太上の両院、皇后の仙闈、

玉砌塵を収め、珠簾霧を払はん。

中宮露暖かにして、麗花鎮に栄へ、

内職風和かにして、累葉動くこと無からん。

龍楼永く楽しみ、猿巖弥いよ堅く、

三槐庭平らかにして、九棘門静かならん。

「堯日」「舜風」は聖帝をたとえる。ここでは一条天皇を指す。「内職」は後宮をいう。「龍楼」「猿巖」は東宮と親王、「三槐」「九棘」は大臣と公卿である。

この文章は一〇〇七年の作で、大仏供養の呪願文とは百五十年ほどの時の隔りがあるが、見るように、きわめて類似した構文を取っている。

とりあえず以前に読んだ呪願文を確認したに過ぎないが、同様の表現を持つものもあれば、そうでない作もある。このような表現形式が呪願文の文体としての特徴であるのか、時代的変遷はないのかなど、残る他の作品を読んでみなければならぬ。

本稿が主眼とした呪願文（願文）と呪願（呪願文）との関係についても同様である。同じ仏事の場で用いられる文章であるから、基本的なところでは内容を同じくするであろうと予測されるのであるが、なぜ二種の文章が必要とされるのか、それぞれの役割は何なのかなどを、文章の読解を通して考えていかなければならない。

#### 注

(1) 「楡」は普通には日暮の喩えである。顔延年の「秋胡詩」(『文選』卷二十一)に「物色桑楡時」とあり、李善注に「言日晩也。東觀漢記、光武曰、日出之東隅、収之桑楡」という。『白氏六帖事類集』卷一、「日」に「桑楡」の語を挙げ、「暮景」と注する。

(2) これは彰考館文庫蔵『詩集』の本文である。『東大寺要録』卷二は「雷鼓」に作るが、これでは「象楼」と対語にならない。「鼉」が本来の本文と考えられる。

(3) 序文に「于<sub>レ</sub>時嘉承元年孟秋、存<sub>レ</sub>斯略記耳」、奥書に「長承三年八月十日、東大寺僧觀嚴集之」とある。筒井英俊編『東大寺要録』(全国書房、一九四四年)に拠る。

(4) 原文では落下についての記述が四句、修復が四句である。前節で読むなかでは、余りにも少ない分量であるので、併せて一つの段落とした。ただし、内容としては別の事

項であるので、分ければ、落下(3)、修復(3)となる。

(5) 後藤昭雄「呪願文考序説」(『平安朝漢詩文の文体と語彙』勉誠出版、二〇一七年)参照。

(6) 後藤昭雄「本朝文粹抄」四(勉誠出版、二〇一五年)第十一章「臨時仁王会呪願文」参照。

(7) 大曾根章介・金原理・後藤昭雄校注、新日本古典文学大系『本朝文粹』(岩波書店、一九九二年)参照。この呪願文は後藤担当。